

大阪大学一般事業主行動計画 (女性活躍推進法)

大阪大学は、職業生活を営む女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づき、「大阪大学一般事業主行動計画」を策定し、女性が活躍できる雇用環境の整備等に取り組みます。

【計画期間】 平成28年4月1日～平成32年3月31日（4年間）

【本学の課題】

- （1）女性管理職・上位職の比率が低いこと
- （2）教員職、研究職において、採用者に占める女性割合が低いこと
- （3）男性教職員の育児休業取得者が少ないこと

【目標と取組内容・実施時期】

目標1： 将来の女性管理職・上位職人材を育成する。

〔取組内容〕

- ・平成28年5月～ 女性教職員向けに、リーダーシップ教育やキャリアアップ研修を実施し、受講を勧奨する。
- ・平成29年5月～ 男女教職員が公正な能力評価に基づき適正に育成・登用されているかを検証し、必要に応じて改善を図る。
- ・平成30年5月～ リーダーシップ教育等受講者のフォローアップを行い、効果的な教育・研修方法を検討する。
- ・平成31年5月～ 男女教職員が適正に育成・登用されているかを再検証し、適正かつ効果的な人材育成システムの構築を進める。

目標2： 女性教員の採用割合を継続的に高める。

〔取組内容〕

- ・平成28年4月～ 教員職採用者に占める女性比率を25%とするよう女性教員限定公募を行うなど募集方法を工夫する。
- ・平成30年4月～ 直近2年度の採用実績を検証し、必要に応じて募集方法をさらに工夫する。
- ・平成31年4月～ 女性教員の比率を18%にする。

目標3： 働き方を見直し、ダイバーシティ職場環境を実現する。

〔取組内容〕

- ・平成28年5月～ 男女教職員の育児休業取得促進のために、関連制度の周知を強化する。
- ・平成29年5月～ 短時間勤務の拡張など、より柔軟な働き方を検討する。
- ・平成30年5月～ ダイバーシティ職場環境阻害要因の改善を図る。